

第2期 川越町自殺対策行動計画

令和6年度 ▶ 令和11年度

みんなで支え合い いのちつながる町
かわごえ



令和6年3月
川越町

ごあいさつ

わが国においては、平成 18 年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになりました。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、国を挙げた総合的な自殺対策の推進により、全国の自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果をあげてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、自殺の要因となり得る様々な問題が重なったこともあり、令和 2 年の自殺者数は 11 年ぶりに前年を上回りました。特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、依然として深刻な状況が続いています。

本町においては、平成 31 年 3 月に「川越町自殺対策行動計画（第 1 期）」を策定して以降、保健・福祉・教育をはじめとした、関係機関・関係団体との連携を図り、自殺対策の取組を進めてまいりました。

この度、第 1 期計画の計画期間満了に伴い、さらに自殺対策を推進するため「第 2 期川越町自殺対策行動計画」を策定しました。本計画では、「みんなで支え合いのちつながる町 かわごえ」を基本理念とし、現在の社会情勢等を踏まえ、子どもや若者、子育て世代や高齢者の方への支援、更には、女性への支援という点でも、より一層、対策を強化しております。

お一人おひとりが、かけがえのない命を大切にし、暮らし続けることができるよう包括支援を充実させるなど、共に支え合える地域づくりに取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました川越町自殺対策推進協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました町民の皆様、関係者の方々に、心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

川越町長 城田 政幸

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の性格と位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画策定に向けた体制.....	3
5 SDGsとの関連.....	4

第2章 川越町の現状

1 人口の状況.....	5
2 自殺の状況.....	6
3 第1期計画の評価.....	9

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	11
2 施策体系.....	12
3 数値目標.....	13

第4章 施策の展開

1 基本施策.....	14
2 重点施策.....	20

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制.....	27
2 計画の進捗管理.....	27

資料編

1 計画の策定経過.....	28
2 川越町自殺対策推進協議会規則.....	29
3 川越町自殺対策推進協議会委員名簿.....	30
4 諮問書.....	31
5 答申書.....	32
6 用語集.....	33
7 団体ヒアリング調査結果からみえる川越町の現状.....	34

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の自殺者数は平成10年以降、毎年3万人以上の方が亡くなる状況が続いてきました。平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、総合的に自殺対策が進められてきました。また、平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向となり、令和元年は約2万人で、昭和53年の統計開始以来最少となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等で、自殺の要因となる様々な問題が悪化したこと等により、女性や小中高生の自殺者数が増加し、令和2年の自殺者数は11年ぶりに増加に転じました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となり、国際的にみてもわが国の自殺死亡率は高く、深刻な状況が続いています。

このような状況を踏まえ、国は、令和4年に、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組の強化、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を新たに加えた「自殺総合対策大綱」を策定しました。

川越町（以下、「本町」という。）では、平成31年3月に「川越町自殺対策行動計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「みんなで支えよう 一人ひとりのいのちを大切にする町 かわごえ」という基本理念のもとに自殺対策を推進してきました。令和5年度に計画期間の満了を迎えることから、本町における「自殺対策」をさらに推進するため、「第2期川越町自殺対策行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と位置付け

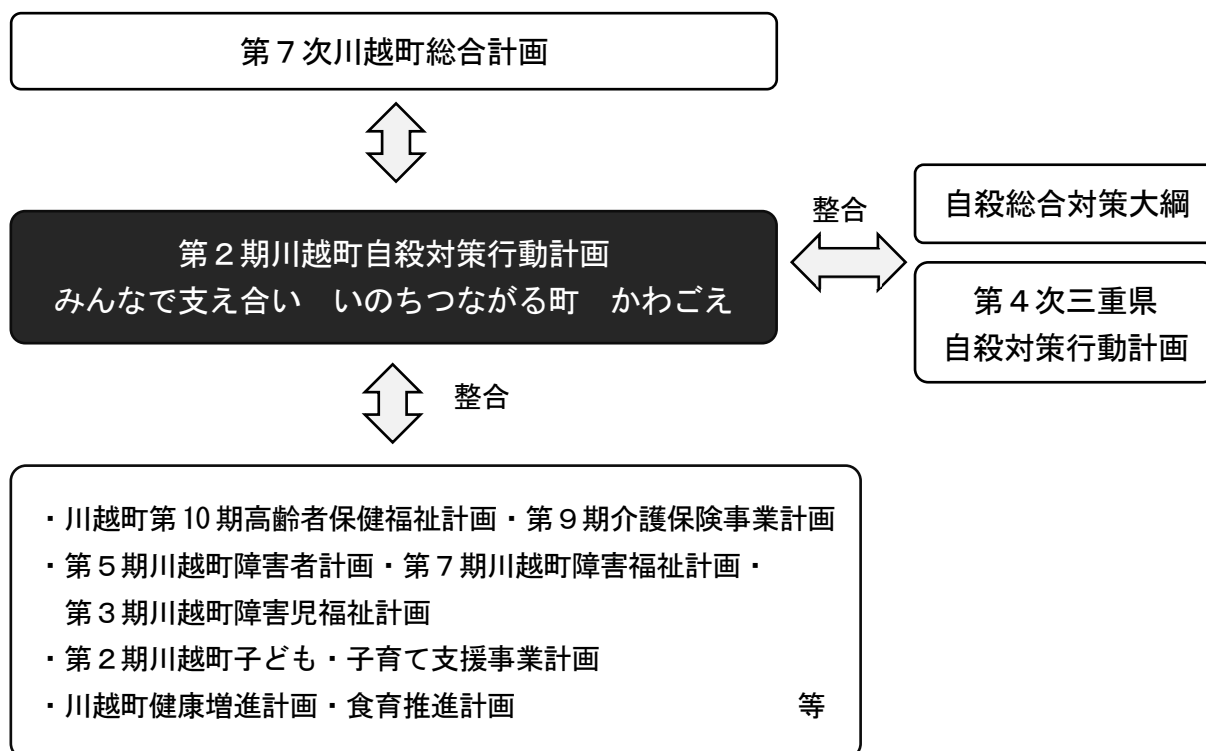
(1) 計画の位置付け

本計画は、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。国の「自殺総合対策大綱」や「第4次三重県自殺対策行動計画」等との整合性を図ります。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「第7次川越町総合計画」を上位計画とするものです。また、「川越町第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年3月策定）「第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・第3期川越町障害児福祉計画」（令和6年3月策定）「第2期川越町子ども・子育て支援事業計画」「川越町健康増進計画・食育推進計画」等の関連計画との整合を図ります。

■他の計画との関係図



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度の6年間です。

■計画の期間

平成31年度	・・・	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
前回計画			第2期川越町自殺対策行動計画 (本計画)						次期計画	

4 計画策定に向けた体制

(1) 川越町自殺対策推進協議会

学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、本計画案について検討し、提言を行いました。

(2) ワーキンググループ

庁内関係各課職員により組織し、本計画案について検討し、提言を行いました。

(3) 団体へのヒアリングの実施

川越町内で自殺対策やこころの健康づくり等に関する活動を行う関係団体に対し、調査シートを配布し、活動の状況や活動を通じて見える現状・課題等を調査し、計画策定のための基礎資料としました。

(4) 各課へのヒアリングの実施（庁内ヒアリング）

関係課に対し、ヒアリングシートによる自殺対策関連事業の現状・課題、方向性に関する調査を行い、計画策定のための基礎資料としました。

(5) パブリックコメント

町民に対し、本計画案の公表と説明・意見の募集を行いました。

5 SDGsとの関連

SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) は、平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、令和 12 年までに達成を目指す国際目標です。SDGs は「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための 17 の長期的なビジョン (ゴール) と 169 の具体的な開発目標 (ターゲット) で構成されています。

「自殺総合対策大綱」では、「誰も追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念として掲げています。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、「生きることへの包括的な支援」として推進することが重要となります。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs の理念と合致することから、自殺対策は SDGs の達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

■SDGs の 17 の目標



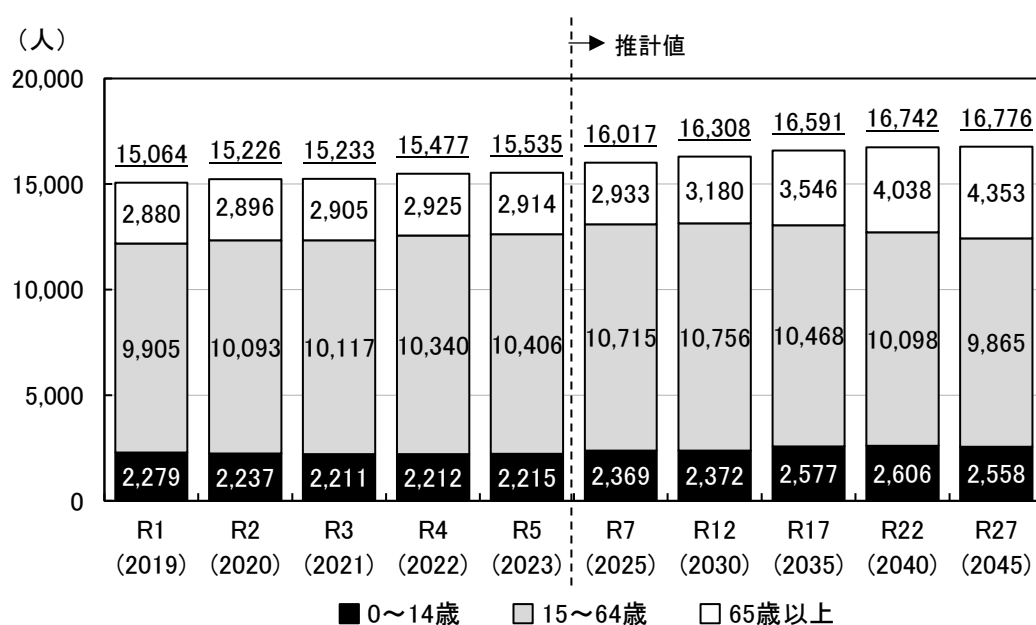
第2章 川越町の現状

1 人口の状況

川越町の総人口は、微増傾向で推移しており、令和5年1月1日現在で15,535人となっています。人口推計によると、令和27年の川越町の総人口は16,776人と予想され、令和5年と比較すると、1,241人の増加が見込まれます。

年齢3区分別の構成をみると、令和5年の0～14歳の年少人口は2,215人、15～64歳の生産年齢人口は10,406人、65歳以上の高齢者人口は2,914人となっています。人口推計によると、生産年齢人口は令和17年以降減少、高齢者人口は増加が見込まれます。

■総人口（年齢3区分別）の推移・推計



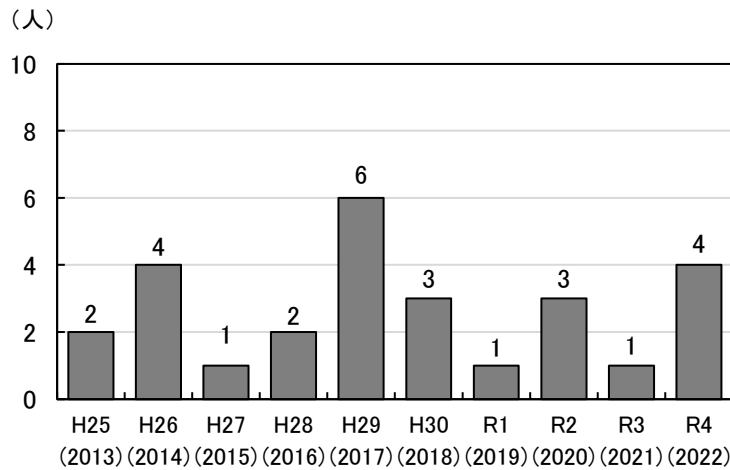
資料：（～令和5年）住民基本台帳（各年1月1日）
 （令和7年）平成27年国勢調査を基にした将来の地域別男女5歳階級別人口
 （令和12年～）「第7次川越町総合計画」及び「川越町人口ビジョン」の策定
 にかかる将来人口の推計結果

2 自殺の状況

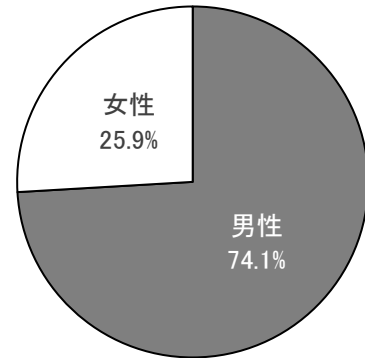
(1) 自殺者数・自殺死亡率

川越町の自殺者数は、毎年1～6人で推移しています。10年間を性別で見ると男性で20人、女性で7人となっています。

■自殺者数の推移



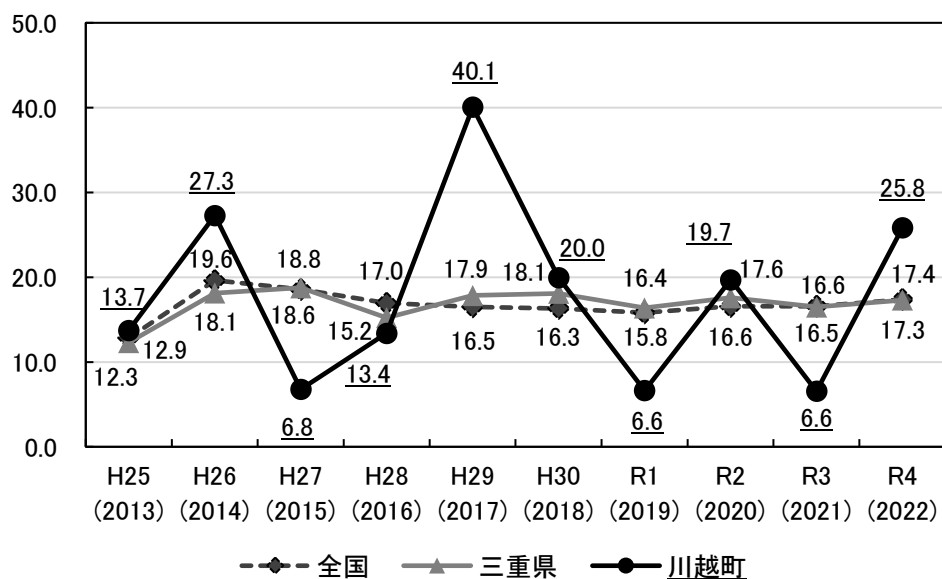
■性別自殺者の割合 (H25～R4)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

川越町の自殺死亡率は、年によってばらつきがありますが、令和4年は全国、県と比較して高くなっています。

■自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺による死亡者数) の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

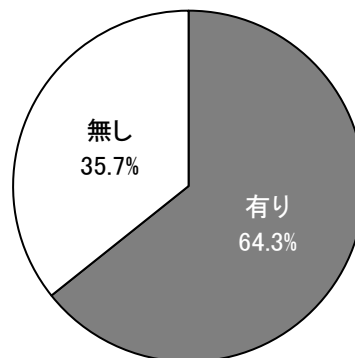
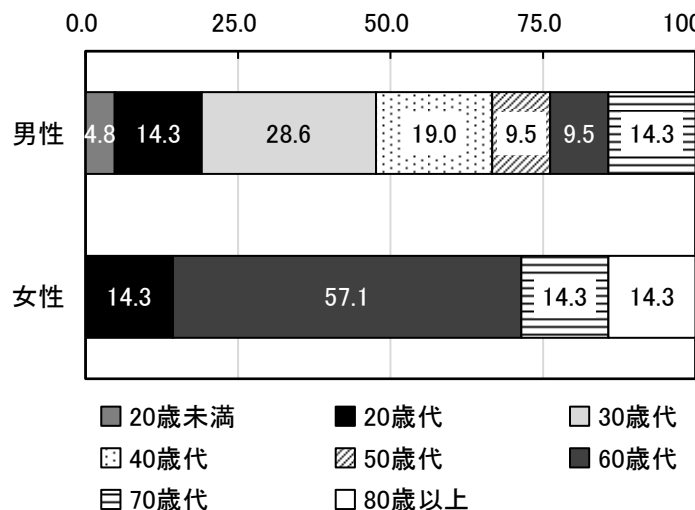
(2) その他の自殺の状況

平成25年から令和4年の性別・年代別自殺者割合は、男性で「30歳代」が28.6%と高く、女性で「60歳代」が57.1%と高くなっています。

また、同居人の有無の状況は、「有り」が60%以上となっています。

■性別・年代別自殺者の割合（H25～R4）

■同居人の有無の割合（H25～R4）



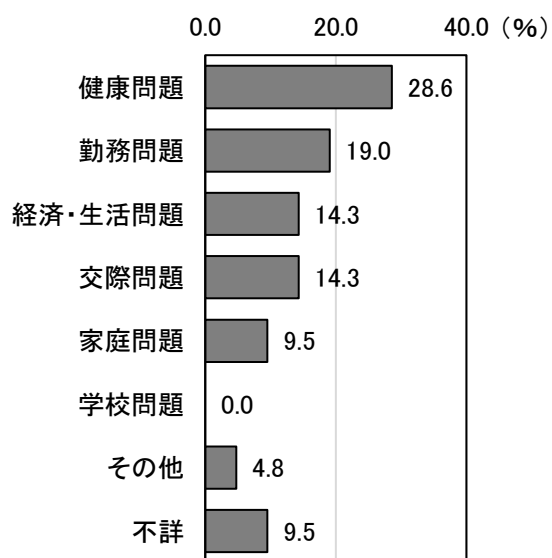
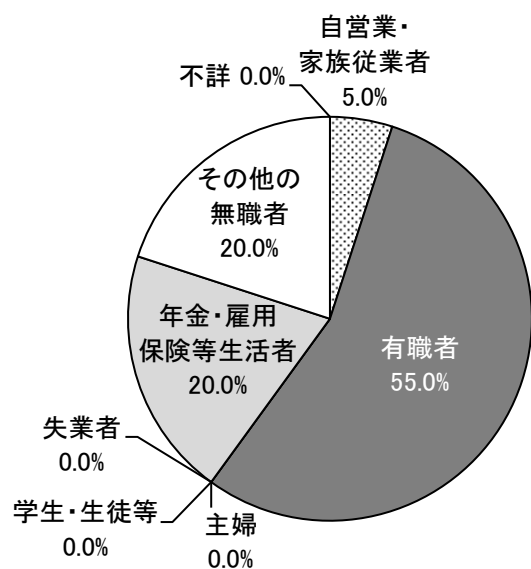
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

職業別自殺者の割合は、職業別で「有職者」が55.0%と最も高く、次いで「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」となっています。

また、原因・動機別自殺者の割合は、「健康問題」が最も高く、次いで「勤務問題」となっています。

■職業別自殺者の割合（H25～R4）

■原因・動機別自殺者の割合（H25～R4）



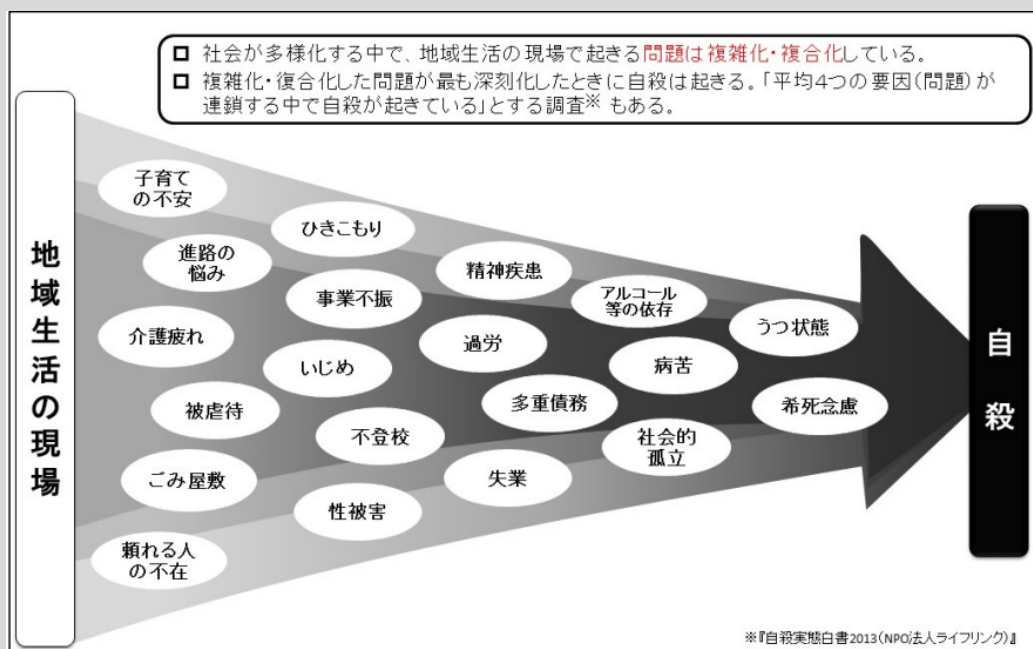
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

【参考】自殺の危機要因

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化等、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

■自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



3 第1期計画の評価

前回計画の施策を評価するため、計画内容について関係課にヒアリング調査を実施し、進捗状況を把握しました。評価の判定区分はA～Dの4段階であり、評価の内容は以下のとおりとなっています。

■評価の判定区分

A	目標を大幅に上回っている
B	目標に達している
C	目標達成には至っていないが、一定の進捗がみられる
D	目標達成に向けた進捗がみられない

■基本施策 評価結果

基本施策	事業	評価
1 地域におけるネットワークの強化	庁内のネットワーク強化	B
	庁外のネットワーク強化	B
	自治会との連携強化	B
2 自殺対策を支える人材の育成	全職員に対するメンタルパートナー研修の実施	C
	社協の職員に対するメンタルパートナー研修の実施	B
	町民に対するメンタルパートナー研修の実施	B
	出前講座の実施	B
	地域で健康づくりや福祉に関する活動を行っている者に対するメンタルパートナー研修の実施	B
	SOSの出し方に関する教育についての研修会の実施	C
3 町民への啓発と周知	自殺対策行動計画の周知	B
	国・県・関係機関からの情報の周知	B
	こころの健康づくりや自殺対策に関する講演会の開催	B
	メディアを活用した啓発	B
4 生きることの促進要因への支援	サロン活動の実施	B
	介護を行う家族等の交流会の実施	B
	心配ごと相談、法律相談の周知	B
	相談支援事業の実施	B
	30代健診における相談支援の実施	B
	特定保健指導対象者に対する面接指導の実施	B
	家族等の死亡時における遺族への支援	C
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	SOSの出し方に関する教育の推進	B
	子どもと関わる地域支援者への啓発	B

■重点施策 評価結果

重点施策	事業	評価
1 子ども・若者	川越町いじめ防止基本方針の推進	B
	要保護児童対策等地域協議会個別支援会議における ケース検討	B
	児童虐待対策事業の推進	B
	相談機関の周知	B
	SNSを活用した相談対応の周知	B
	いのちに関する教育の実施	B
	こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進	B
	育児相談（すくすく相談）の実施	B
	子育て世代包括支援センター事業の実施	B
	幼児健康診査・発達検査を通じた支援と対応	B
	不登校支援事業の推進	B
	日中一時支援事業の推進	B
	2 勤務・経営	ストレスチェックの周知・啓発
従業員に対するこころの健康づくりに関する出前講座の 実施		D
「過労死等防止啓発月間」の周知・啓発		C
リーフレットの配布		C
ハラスメント防止に関する情報の提供		C
商工会での弁護士相談の実施		C
3 高齢者	民生委員・児童委員との連携強化	B
	もの忘れ相談室との連携強化	B
	認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員に よる連携	B
	地域包括支援センターにおける総合相談事業	B
	介護予防事業実施時のこころの健康づくりに関する 周知・啓発活動の実施	B
	認知症カフェの設置・推進	B
	介護認定調査を通じた支援と対応	B
	高齢者向けの事業や地域での活動への参加の促進	B
4 生活困窮者	生活困窮者の窓口相談事業の担当職員への研修の実施	B
	収納対策における相談の実施	B
	一人親世帯への経済的支援	B
	県と連携した生活支援事業の実施	B
	ひきこもり状態にある人に対する相談支援等の実施	B
	自立相談支援事業の実施	B

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第7次川越町総合計画では、「つながる笑顔 す〜〜っつと暮らしたい町 かわごえ」という将来像の実現に向け、5つの基本方針に基づき、まちづくりを進めています。その中の基本方針3「支え合いで安心な暮らしができるまちづくり」では、住民の主体的な健康づくりの推進や多様な主体の連携により、誰もが孤立することなく適切な支援を受けながら安心して暮らせる町を目指す方針が示されています。

自殺は、特定の要因のみで起こるものではなく、様々な社会的要因が複雑に関係しています。また、個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものです。

すべての町民が心身ともに健康で、日常生活の中で「幸せ」や「豊かさ」を実感し、いつまでも安心して暮らせるよう、自殺対策を「生きることへの包括的な支援」と捉え、全町一体となって推進することが重要です。

本計画では、基本理念を「みんなで支え合い いのちつながる町 かわごえ」とし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、川越町における自殺対策を推進します。

みんなで支え合い いのちつながる町 かわごえ

2 施策体系

国の「自殺総合対策大綱」や三重県の「第4次三重県自殺対策行動計画」の内容を踏まえて、本町の基本施策と重点施策を示しています。

また、本町の近年の自殺対策の情勢を踏まえた施策を推進するため、前回計画の内容を一部見直しています。

みんなで支え合い いのちつながる町 かわごえ



基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 町民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援

重点施策

- 1 子ども・若者
- 2 勤務・経営
- 3 高齢者
- 4 生活困窮者

3 数値目標

国は、令和4年に策定した「自殺総合対策大綱」において、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる（13.0以下とする）ことを目標に掲げています。

三重県では令和5年に策定した「第4次三重県自殺対策行動計画」において、令和8年度までに自殺死亡率を12.5以下とすることを目標に掲げています。

本計画においては、本町の自殺の現状等を踏まえて、**「計画最終年度である令和11年度までに自殺死亡率を12.5以下とする」**ことを目標に掲げます。（P6参照）

第4章 施策の展開

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

◆施策の方向性◆

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた環境を整備するため、行政だけではなく、関係機関や団体、町民等地域におけるネットワークを強化することが重要です。

そのため、庁内の連携を強化するとともに、関係機関等との連携を図るための体制を整備し、自殺対策に取り組む土台づくりを推進します。

① 地域におけるネットワークの強化

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
1	庁内のネットワークの強化	関係課でワーキンググループを開催し、自殺対策の推進に向けた情報の共有等を全庁体制で行います。	健康推進課
2	庁外のネットワークの強化	社会福祉協議会や民生委員・児童委員、保健医療関係団体等、地域に関わる人や団体と、自殺対策推進協議会で情報共有を行う等、連携強化を図ります。	健康推進課

■指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
自殺対策推進協議会の開催	年1回	年1回

(2) 自殺対策を支える人材の育成

◆施策の方向性◆

自殺対策を進めるにあたっては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。そのためには、行政だけでなく、関係機関や団体、地域の支援者、身近な家族や友人等による対応が求められます。

本町においては、職員へのメンタルヘルス研修や教育機関、地域支援者、町民等を対象としたメンタルパートナー研修を実施する等、自殺対策を支える人材の育成に向けた取組を進めます。

① 研修機会の充実

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
3	庁内のメンタルヘルス研修の実施	職員へのメンタルヘルス研修を実施し、困りごとや悩み等への相談対応の強化を図ります。	健康推進課
4	町民に対するメンタルパートナー研修の実施	メンタルパートナー研修を実施し、こころの健康づくりや身近な地域での見守り役を育成します。	健康推進課
5	地域で健康づくりや福祉に関する活動を行っている者に対するメンタルヘルス研修の実施	民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉に関わる人へのメンタルヘルス研修を実施し、町全体で自殺対策を推進できる体制を整備します。	健康推進課

② 学校教育に関わる人への研修

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
6	教育の現場に対するメンタルヘルス研修への参加促進	三重県が実施する教育に関わる人へのメンタルヘルス研修への参加を促進し、子どもや家庭の異変を早期発見し、必要な支援につなげます。	学校教育課

■指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
メンタルパートナー研修の受講者数	274人	300人(6年間累計)

(3) 町民への啓発と周知

◆施策の方向性◆

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に直面した人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、悩んだときには誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

本町においては、リーフレット・啓発グッズ等の配布や講演会等の開催、メディアを活用した情報発信等を通して、自殺に追い込まれる危機に直面した人の心情や背景への理解を深めるとともに、悩んだときにはひとりで抱え込まないよう相談窓口を周知します。

① リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
7	自殺対策啓発グッズの配布	啓発グッズを活用した周知を行い、自殺予防に対する町民の理解促進を図ります。	健康推進課
8	国・県・関係機関からの情報の周知	町のホームページや広報紙を通じて、国や県、関係機関からのこころの健康づくりや自殺対策に関する情報を周知します。	健康推進課

② 講演会等の開催

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
9	こころの健康づくりや自殺対策に関する講演会の開催	こころの健康づくり等に関する講演会を開催し、自殺予防につなげます。	健康推進課

③ メディアを活用した啓発

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
10	メディアを活用した啓発	広報紙や行政番組、ホームページ等のメディアを活用し、自殺予防に関する情報を共有します。	健康推進課

■指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
広報での相談窓口等の周知	年2回	年2回

(4) 生きることの促進要因への支援

◆施策の方向性◆

自殺の背景には、孤独・孤立、ひきこもり、性の多様性・人権等、様々な要因が複合的に絡まり合っており、心理的・精神的に追い込まれた末に自殺に至ると言われています。そのため、抱えている問題を深刻化させないよう、自殺の要因となり得る精神的な不調等に対して、初期の段階で適切に対処し、その解決に努めることが重要です。

本町においては、居場所づくり活動への支援や相談支援を強化するとともに、女性や自殺未遂者、遺された人等、自殺のリスクが高い人への支援に努めます。

① 居場所づくり活動

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
11	サロン活動等の支援・実施	サロン活動等を支援・実施し、生きがいつくりや閉じこもり防止等、自殺対策への対応を強化します。	福祉課 社協
12	介護を行う家族等のつながりの場の提供	要介護者・認知症の人やその家族、地域の人等による地域のつながりの場を提供します。	福祉課 社協

② 相談支援

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
13	心配ごと相談、法律相談の周知	毎月実施の心配ごと相談や法律相談を周知し、町民の不安や悩みへの支援を実施します。	福祉課 社協
14	相談支援事業の実施	相談支援事業所や関係機関と連携強化を図り、障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援につなげます。	福祉課
15	30代健診における相談支援の実施	受診者に対して適切な支援を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぐ等、対応を強化します。	健康推進課
16	特定保健指導対象者に対する面接指導の実施	対象者が精神的な不調を抱えている場合、関係機関につなぐ等、対応を強化します。	健康推進課

③ 女性への支援

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
17	女性の相談窓口の周知	女性の人権、DV等に関する相談窓口を周知し、女性の不安や悩みへの支援を充実します。	子ども家庭課
18	産後ケア事業の実施	産後に心身の不調や育児不安を抱える母親に対して、助産師等による支援を実施します。	健康推進課

④ 自殺未遂者への支援

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
19	自殺未遂者の包括的な支援	関係機関との連携を図り、自殺未遂者への包括的な支援を行います。	健康推進課

⑤ 遺された人への支援

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
20	家族等の死亡時における遺族への支援	遺族にピアサポートや自死遺族の会等、同じ体験を持つ人の集まりを紹介し、こころのケアや支援を行います。	健康推進課

■指標

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
産後ケア事業の利用実人数割合	16.4%	30.0%
「体験型カフェつどい」と「認知症カフェ」の開催回数	19回	24回

2 重点施策

(1) 子ども・若者

◆施策の方向性◆

子どもや若者の自殺の背景には、いじめや虐待、進路の悩み、性の多様性等、様々な問題があります。子どもや若者が抱えやすい問題の解決のための取組を進めるとともに、子育て世代や若者の周囲の人に対し、子どもや若者の自殺を防止するための様々な事業を行います。

① いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
21	川越町いじめ防止基本方針の推進	川越町いじめ防止基本方針を基にいじめの未然防止や早期発見、早期解決の取組を推進します。また、毎年11月に開催されるいじめ問題対策連絡協議会を通して、関係機関との連携強化を図ります。	学校教育課

② 子どもの生きることへの阻害要因に対する取組の充実

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
22	子ども家庭総合支援拠点事業の実施	相談内容に応じた子育て支援サービス・制度、関係機関との連絡調整等の支援を行います。また、児童虐待予防の早期対応から発生時の迅速な対応、包括的・継続的な支援体制の強化を図ります。	子ども家庭課
23	相談機関の周知	学校を通じて児童・生徒が利用できる相談機関の周知を行います。	学校教育課

③ 情報通信技術（ICT）を活用した若者へのアウトリーチの強化等

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
24	ICTを活用した相談対応の周知	ICTを活用した相談窓口の周知を行います。	学校教育課

④ 社会全体で子どもや若者の自殺リスクを低減させるための取組

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
25	いのちに関する教育の実施	各学校において、いのちに関する教育を実施することで、いのちの大切さへの理解の促進を図るとともに、人に対する思いやりのこころの育成を図ります。	学校教育課
26	こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	産後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、育児の状況を把握し、産後うつ予防にも努めます。また、民生委員・児童委員による訪問も行い、地域での見守り支援につなげます。	健康推進課
27	育児相談（すくすく相談）の実施	育児に関する不安や悩みを抱える母親への育児相談を実施し、課題の解決につなげます。	健康推進課
28	子育て世代包括支援センター事業の実施	産後うつの状態の改善に向けて関係機関との連携強化を図り、包括的な支援を充実させます。	健康推進課
29	幼児健康診査・発達相談を通じた支援と対応	健診や相談等を通して、発達や育児の状況の確認を行い、関係機関と連携し途切れのない支援につなげます。	健康推進課
30	不登校支援事業の推進	不登校支援事業「ポレポレ川越」の周知を行い、学校外の居場所を提供します。	学校教育課
31	日中一時支援事業の推進	障害のある児童・若者の日中活動の場を確保するとともに、家族等の就労支援や一時的な休息等を図ります。	福祉課 子ども家庭課

⑤ SOSの出し方に関する教育の実施

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
32	SOSの出し方に関する教育の推進	児童・生徒に悩みをひとりで抱えないことや、困ったときの相談先、相談方法について、道徳の授業を中心に実践的な教育を行います。	学校教育課

⑥ SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
33	子どもと関わる地域支援者への啓発	子どもを取り巻く環境や子どもの自殺に関する情報を提供することにより、SOSの受け手としての役割について理解の促進を図ります。	学校教育課 子ども家庭課 生涯学習課

■指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
赤ちゃん訪問でのEPDS高値産婦へのフォロー率	100%	100%
「自分にはよいところがある」について肯定回答	83% (令和4年度)	80%
相談のあった家庭のうち、新規サービスや支援につながった割合	89.5%	93%

(2) 勤務・経営

◆施策の方向性◆

勤労世代では、離職・長期間失業等、就労や経済の問題を抱えている場合や、傷病や障害、ハラスメント等の人間関係の問題等を抱えている場合があります。

本町においては、相談先の周知・啓発や相談体制の整備等、働く人の心身の健康を維持するための取組を推進します。

① 相談先の周知・啓発

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
34	就労等に関する相談機関の紹介	就労に関する不安や悩みへの相談機関の周知を行います。	産業建設課 商工会 福祉課
35	ハラスメント防止に関する情報の提供	商工会と連携し、ハラスメント防止に関する情報を提供します。	産業建設課 商工会

② 相談体制の整備

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
36	商工会での弁護士相談の実施	商工会が開催する弁護士相談において、相談者が精神的な不調を抱えていると判断した場合、関係機関と連携し支援に努めます。	産業建設課 商工会

■指標

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
弁護士相談会の開催	月1回	月1回

(3) 高齢者

◆施策の方向性◆

高齢者世代については、閉じこもりやうつ状態を予防することが自殺対策に加えて介護予防の観点からも重要です。

本町においては、民生委員・児童委員等、関係機関等と連携し、高齢者への包括的な支援につなげます。

① 包括的な支援のための連携の促進

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
37	民生委員・児童委員との連携強化	高齢者の状況を把握し、関係機関等との連携強化を図ります。	福祉課 社協
38	もの忘れ相談室との連携強化	もの忘れ相談室とかかりつけ医が連携し、相談対応等の支援の充実を図ります。	福祉課 社協
39	認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員による連携	認知症の人やその家族に対する不安や悩み等、精神的な不調を抱えていると判断した場合、関係機関との連携強化を図ります。	福祉課 社協

② 地域における要介護者に対する支援

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
40	地域包括支援センターにおける総合相談事業	24時間365日体制で総合相談窓口を設置し、関係機関との連携強化を図ります。	福祉課 社協

③ 高齢者の健康不安に対する支援

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
41	介護予防事業実施時のこころの健康づくりに関する周知・啓発活動の実施	介護予防事業の中で、こころの健康づくりに関連した内容の周知・啓発を図ります。また、健康状態が不明な方を訪問し、様子を確認します。	健康推進課
42	認知症カフェの設置・推進	認知症カフェの設置・推進により、認知症の人やその家族が、当事者同士や地域の人、専門職との交流を通じて社会参加ができる場の充実を図ります。	福祉課 社協
43	介護認定調査を通じた支援と対応	介護認定調査時に家庭の様子や介護者の疲労度等を調査員が把握し、必要に応じ、関係機関につなぐ等、対応の強化を図ります。	健康推進課 福祉課 社協
44	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業での支援と対応	町内の高齢者を対象に訪問や健康教室等を実施し、支援が必要な場合に関係機関につなぎます。	健康推進課 福祉課 町民保険課 社協

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
45	高齢者向けの事業や地域での活動への参加の促進	民生委員・児童委員等と連携し、ひとり暮らし等の高齢者の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなぐ等の連携強化を図ります。	福祉課 社協
46	就労機会の確保	シルバー人材センター等での支援を通じて、高齢者の生きがいづくりを推進します。	福祉課 社協

■指標

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
健康無関心層の高齢者へのアプローチ件数	25件	100件
総合相談件数	1,431件	2,000件

(4) 生活困窮者

◆施策の方向性◆

生活困窮者は人権や身体・精神疾患、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えている傾向があります。

本町においては、相談支援や生活支援を通して、経済的な支援だけでなく、関係機関と連携し、様々な観点からの支援を行うことで、生活困窮者の自立につなげます。

① 相談支援

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
47	収納対策における相談の実施	収入状況等を聴取し、計画的に納付できるよう、生活状況の把握に努め、対象者の状況に応じた対応の強化を図ります。	収納に携わる関係課
48	ひきこもり状態にある人に対する相談支援等の実施	ひきこもり状態にある人やその家族からの社会復帰等を目的とした相談支援を行うとともに、必要に応じて就労支援につなげます。	福祉課 社協
49	自立相談支援事業の実施	生活困窮者が生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行い、早い段階で経済的に自立できるよう、自立相談支援を行います。	福祉課 社協

② 生活支援の充実

No.	事業	事業の内容	担当課 関係機関
50	一人親家庭等への経済的支援	一人親家庭等に対して、医療費や通学費の助成等を実施します。	子ども家庭課
51	生活困窮家庭等への経済的支援	生活困窮家庭等に対して、学用品費・給食費の助成等を実施します。	学校教育課
52	県と連携した生活支援事業の実施	県と連携し、福祉資金の貸し付けや就労相談等を行います。	福祉課 社協

■指標

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
就労支援件数	19件	45件

第5章 計画の推進体制

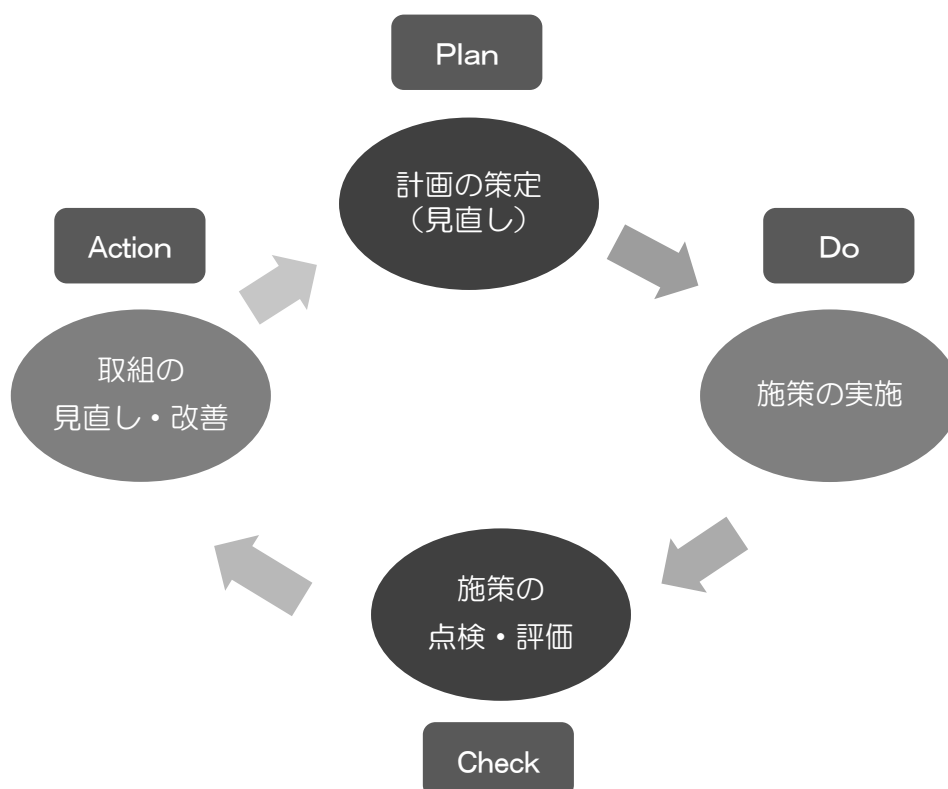
1 計画の推進体制

こころの健康づくりや自殺対策に関連する事業や取組の推進にあたり、担当課である健康推進課と関係課で構成されるワーキンググループを開催します。

また、本計画の実効性を高め、総合的に推進していくためには、町の取組だけではなく、関係機関との緊密な連携が欠かせません。そのため、自殺を取り巻く社会状況の変化を踏まえつつ、関係機関等との連携体制を構築し、効果的な自殺対策のあり方を継続的に検討します。

2 計画の進捗管理

こころの健康づくりや自殺対策に関連する事業や取組を評価・検証することを目的として、自殺対策推進協議会を設置します。評価・検証にあたっては、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを活用し、各事業や取組の改善を図ります。



資料編

1 計画の策定経過

実施日	内容
令和5年7月14日～ 令和5年7月28日	団体ヒアリング調査の実施
令和5年8月29日	令和5年度 第1回川越町自殺対策推進協議会ワーキンググループ (1) 令和4年度の各課の取組及び第1期計画の評価について (2) 第2期川越町自殺対策行動計画骨子案について
令和5年9月13日	令和5年度 第1回川越町自殺対策推進協議会 ・委員委嘱、会長・副会長選任、諮問 (1) 第2期川越町自殺対策行動計画の骨子案について ・第2期川越町自殺対策行動計画の概要について ・自殺の現状について ・第1期計画の評価について など
令和5年10月19日	令和5年度 第2回川越町自殺対策推進協議会ワーキンググループ (1) 第2期川越町自殺対策行動計画の素案について ・川越町自殺対策行動計画【施策整理シート】について ・基本理念案について
令和5年12月20日	令和5年度 第2回川越町自殺対策推進協議会 (1) 第2期川越町自殺対策行動計画の素案について ・基本理念について ・ヒアリング調査結果からみえる川越町の現状 ・施策の展開について
令和6年1月15日～ 令和6年1月31日	パブリックコメントの実施
令和6年2月28日	令和5年度 第3回川越町自殺対策推進協議会 (1) パブリックコメント結果について (2) 第2期川越町自殺対策行動計画（案）について (3) 第2期川越町自殺対策行動計画（案）に対する答申について

2 川越町自殺対策推進協議会規則

令和2年3月31日規則第20号

川越町自殺対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関等の設置等に関する条例（令和2年条例第1号）第3条の規定に基づき、川越町自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策行動計画の策定及び自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策の啓発及び相談体制の充実に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 保健医療関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会には、委員の互選によって会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康推進課に置く。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3 川越町自殺対策推進協議会委員名簿

No.	区分	所属	氏名	備考
1	1号 学識経験者	とみすはらメンタルクリニック 院長	井上 淳	副会長
2	1号 学識経験者	川越診療所所長	中尾 一之	
3	2号 関係行政機関	桑名保健所 保健衛生室健康増進課主幹	辰巳 仁美	
4	2号 関係行政機関	川越中学校校長	田口 佐登志	会長
5	3号 保健医療関係団体	国民健康保険運営協議会会長	寺本 由美	
6	3号 保健医療関係団体	健康かわごえ推進協議会会長	小西 弘美	
7	4号 地区組織代表	区長会会長	水谷 俊治	
8	4号 地区組織代表	民生委員児童委員協議会会長	小西 照代	
9	4号 地区組織代表	老人クラブ連合会会長	福井 貞彦	
10	5号 その他	社会福祉協議会会長	加藤 志保子	
11	5号 その他	朝明商工会事務局長	橋本 鉄二	

4 諮問書

川健第 263 号
令和5年9月13日

川越町自殺対策推進協議会
会長 田口 佐登志 様

川越町長 城田 政幸

第2期川越町自殺対策行動計画（案）について（諮問）

川越町自殺対策推進協議会規則第2条の規定に基づき、第2期川越町自殺対策行動計画（案）について、貴協議会に諮問します。

5 答申書

令和6年2月28日

川越町長 城田 政幸 様

川越町自殺対策推進協議会
会 長 田口 佐登志

第2期川越町自殺対策行動計画(案)について (答申)

令和5年9月13日付け川健第263号で諮問のありました第2期川越町自殺対策行動計画(案)について、策定ならびに審議の結果、適当であると認められますので、下記事項を付して答申します。

記

1. 町民一人ひとりがかげがえのない命の大切さを考え、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、共に支え合うことができる町づくりを推進すること。
2. 保健・福祉・教育、その他関係機関・団体が連携を図り、生きることへの包括的な支援を推進します。社会全体で支え合える仕組みづくりを推進すること。
3. 計画の実施や評価に当たっては、町民に分かりやすい計画の進行管理を実施し、柔軟な計画の推進、必要に応じた計画の見直し及び継続的な改善に努めること。

6 用語集

用語	説明
アウトリーチ	生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかける。
EPDS	エジンバラ産後うつ病質問票のことであり、産後の母親に対して効果的な支援を実施するために活用する質問票。
SNS	Social Networking Service の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供するコミュニティ型のサービス。
SDGs	正式名称は「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」であり、平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
サロン	地域で高齢者や障害のある人、子育て親子等がふれあい、つながりを深める居場所。町民が主体的に運営する。
ストレスチェック	定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させる取組。検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止する。
DV	夫婦や恋人など親しい人間関係のなかでおこる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。
認知症カフェ	認知症の方や家族、地域の人、専門職等の誰もが参加できる集いの場のこと。認知症の方とその家族が、気軽に相談でき、交流を通して、認知症の方と家族同士、地域の人、専門職がつながりあうことができる。
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職と、認知症の専門医とで構成される認知症の支援チームで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えている。具体的には、認知症が疑われる家庭を訪問し、適切な医療や介護につなげる役割を持つ。
認知症地域支援推進員	町民から認知症に関する相談を受けるほか、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域の実情に応じたあらゆる認知症施策を推進する人。
ハラスメント	身体的・精神的な攻撃などによって他者に不利益・ダメージを与えたり、不愉快にさせることである。パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、モラルハラスメント等が該当する。
ピアサポート	障がい者やその家族等が、当事者同士の交流や課題の共有を通じて、互いに助け合うことで自立を目指す活動。
ひきこもり	様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外の交遊等）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続ける状態。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。
メンタルパートナー（ゲートキーパー）	「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人。三重県では、「メンタルパートナー」と呼ばれている。

7 団体ヒアリング調査結果からみえる川越町の現状

(1) 調査概要

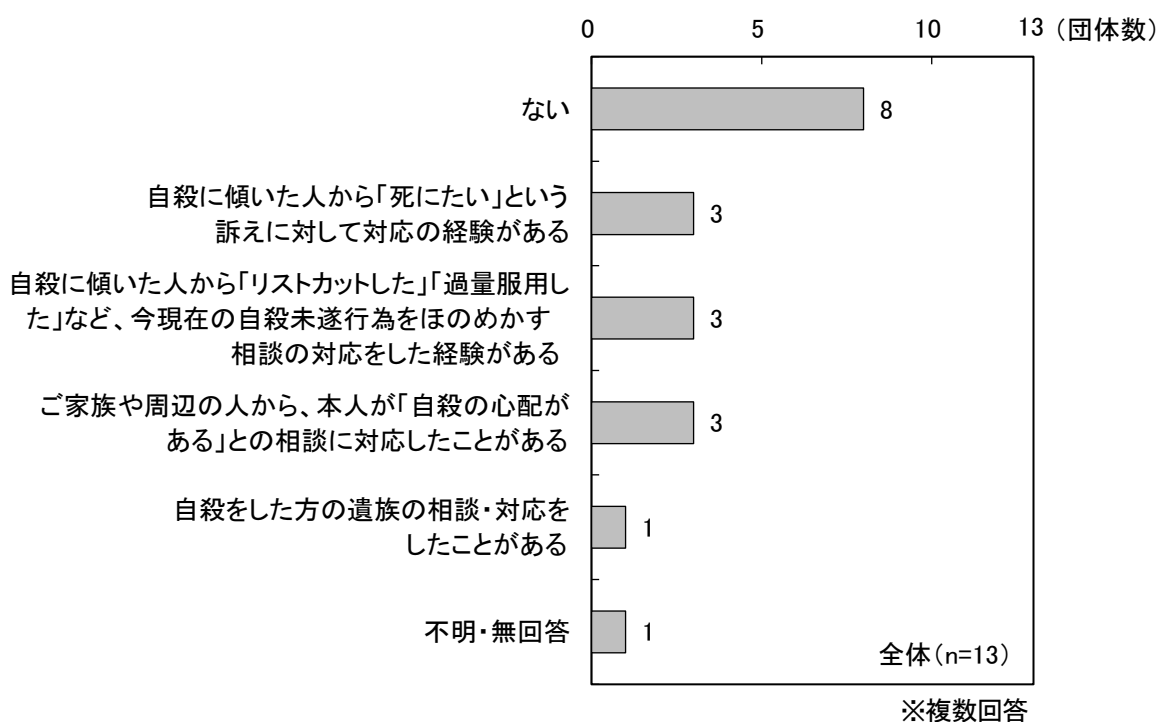
本計画の策定や町民のこころの健康づくりのための施策立案に活用することを目的として、相談支援をはじめ実際に地域で活動されている関係機関・団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

区分	団体ヒアリング調査
調査対象者	川越町内で地域活動等に関わる13機関・団体 (13機関・団体に所属している人は延べ2,094人)
調査期間	令和5年7月14日～7月28日
調査方法	ヒアリングシートによる実施

(2) 主な調査結果

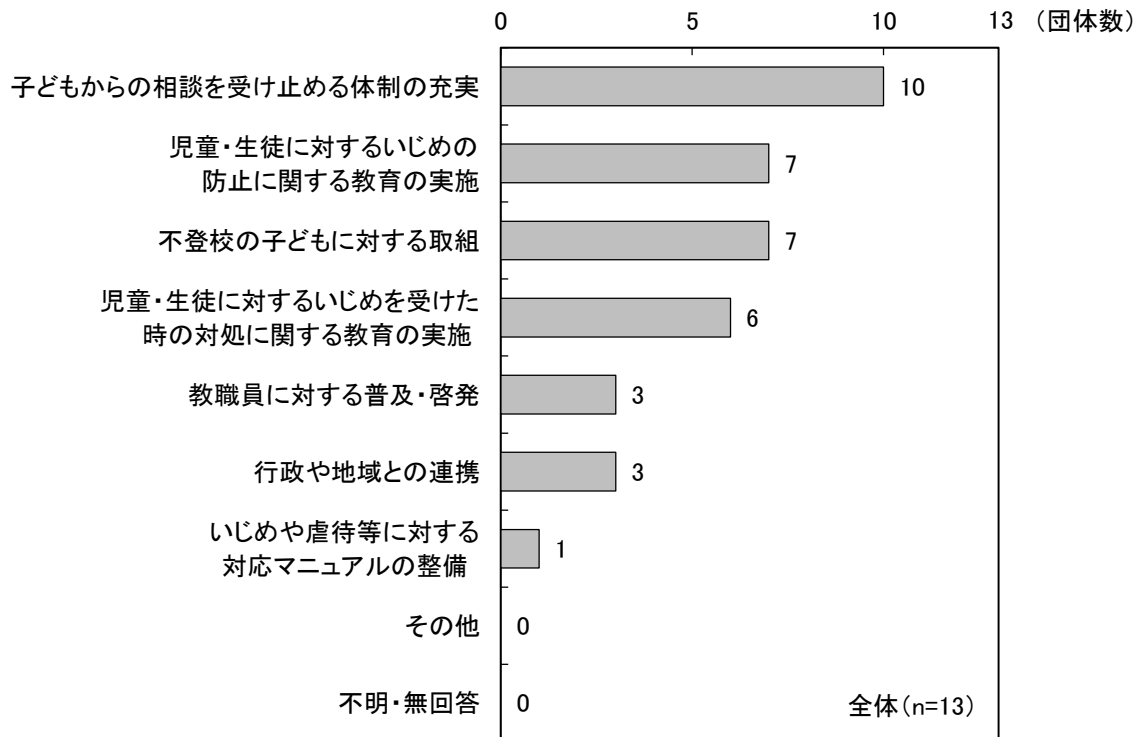
①これまでに自殺に関する相談や対応を経験されたことがあるか (未然の相談対応等も含む)

これまでに自殺に関する相談や対応を経験されたことがあるかについて、「ない」が8団体と最も多く、次いで「自殺に傾いた人から「死にたい」という訴えに対して対応の経験がある」「自殺に傾いた人から「リストカットした」「過量服用した」など、今現在の自殺未遂行為をほのめかす相談の対応をした経験がある」「ご家族や周辺の人から、本人が「自殺の心配がある」との相談に対応したことがある」がそれぞれ3団体となっています。



②学校における自殺対策について行うべき取組

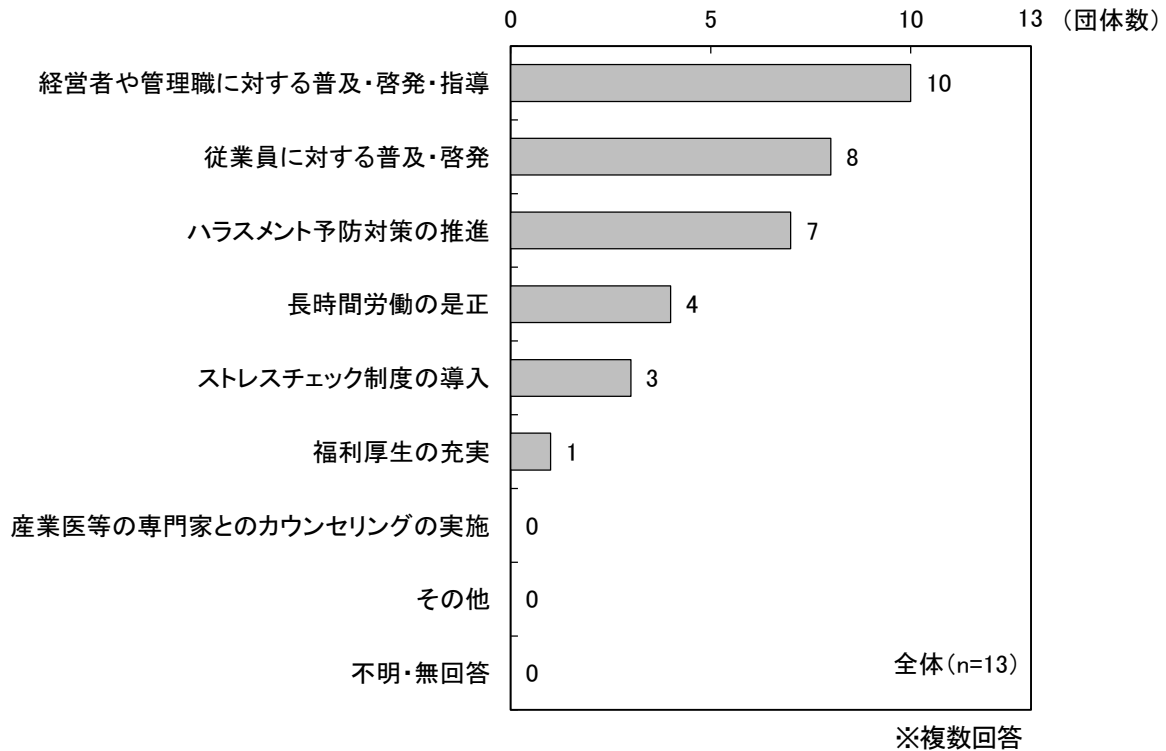
学校における自殺対策について行うべき取組は、「子どもからの相談を受け止める体制の充実」が10団体と最も多く、次いで、「児童・生徒に対するいじめの防止に関する教育の実施」「不登校の子どもに対する取組」がそれぞれ7団体となっています。



※複数回答

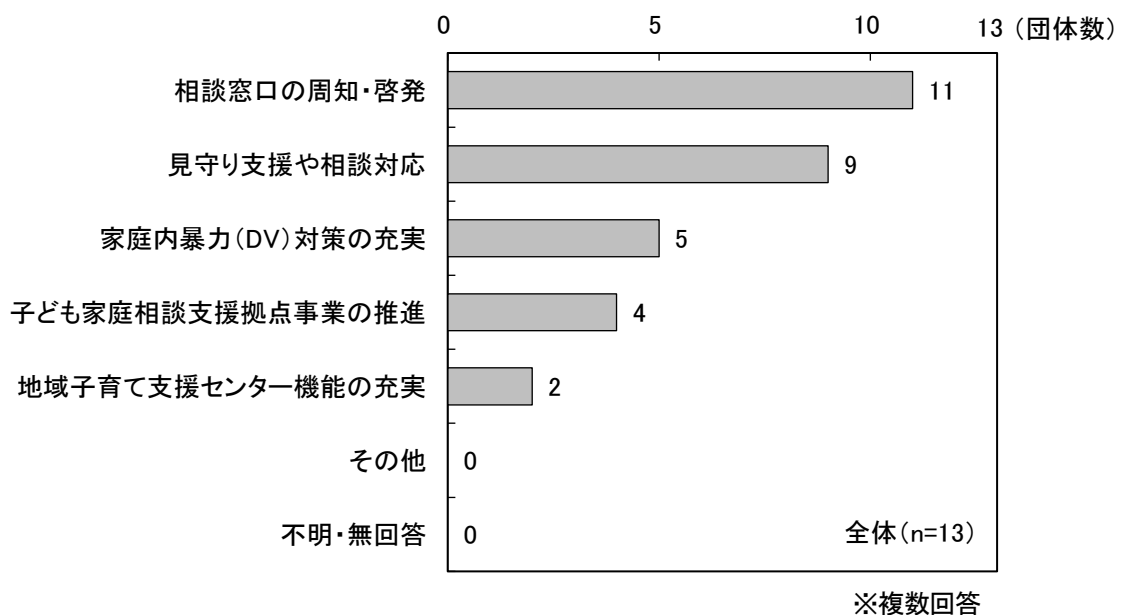
③職場等における対策について行うべき取組

職場等における対策について行うべき取組は、「経営者や管理職に対する普及・啓発・指導」が10団体と最も多く、次いで、「従業員に対する普及・啓発」が8団体、「ハラスメント予防対策の推進」が7団体となっています。



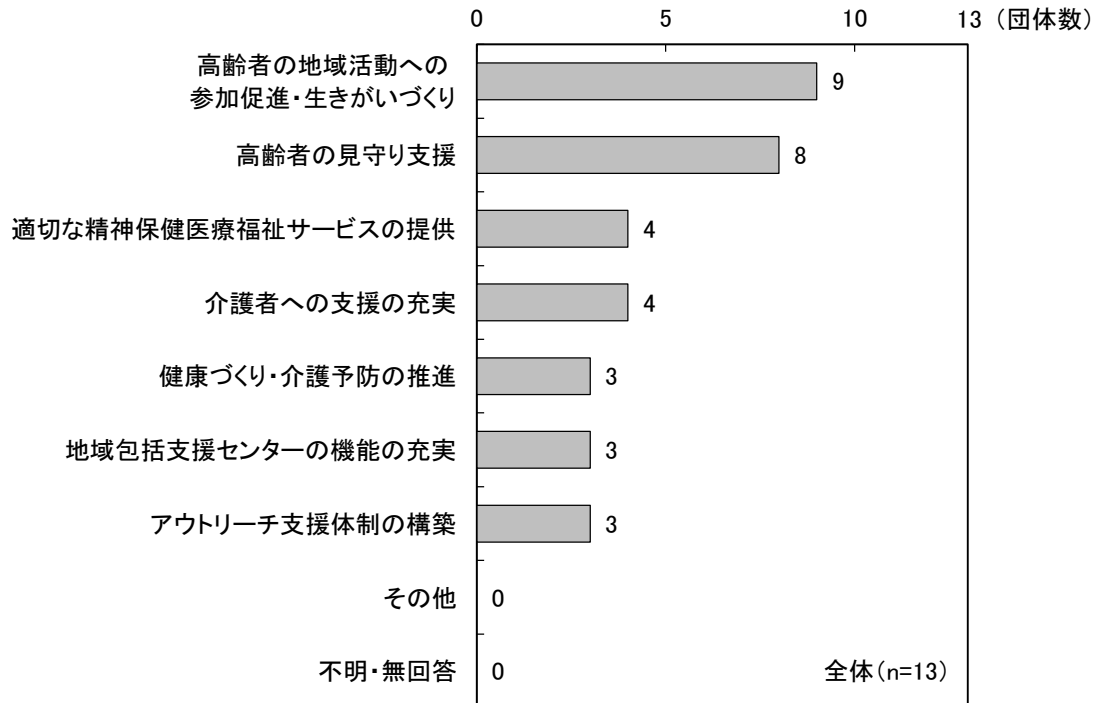
④家庭における対策について行うべき取組

家庭における対策について行うべき取組は、「相談窓口の周知・啓発」が11団体と最も多く、次いで、「見守り支援や相談対応」が9団体、「家庭内暴力(DV)対策の充実」が5団体となっています。



⑤高齢者における対策について行うべき取組

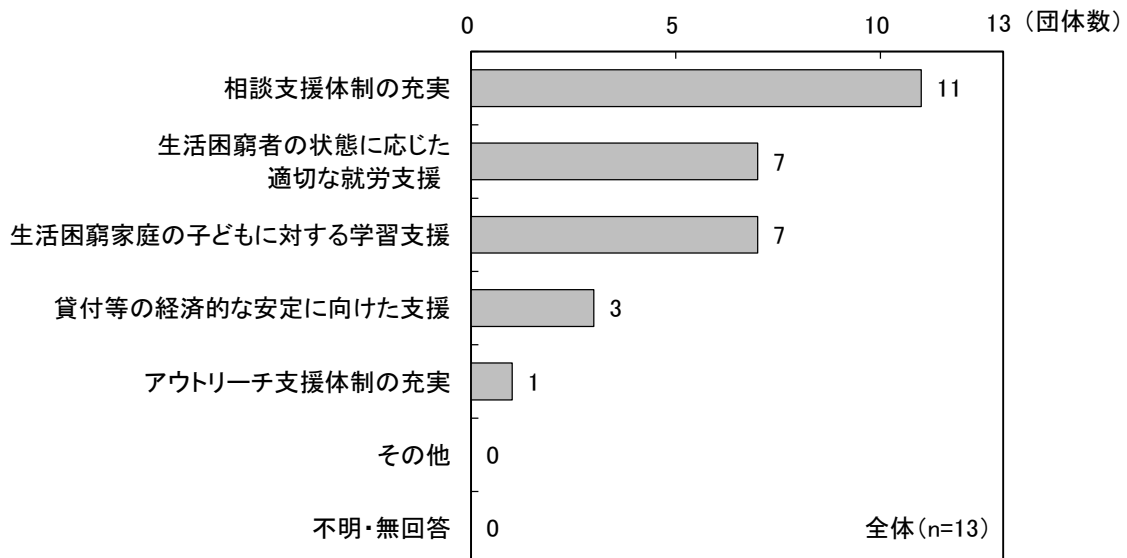
高齢者における対策について行うべき取組は、「高齢者の地域活動への参加促進・生きがいづくり」が9団体と最も多く、次いで、「高齢者の見守り支援」が8団体、「適切な精神保健医療福祉サービスの提供」「介護者への支援の充実」がそれぞれ4団体となっています。



※複数回答

⑥生活困窮者における対策について行うべき取組

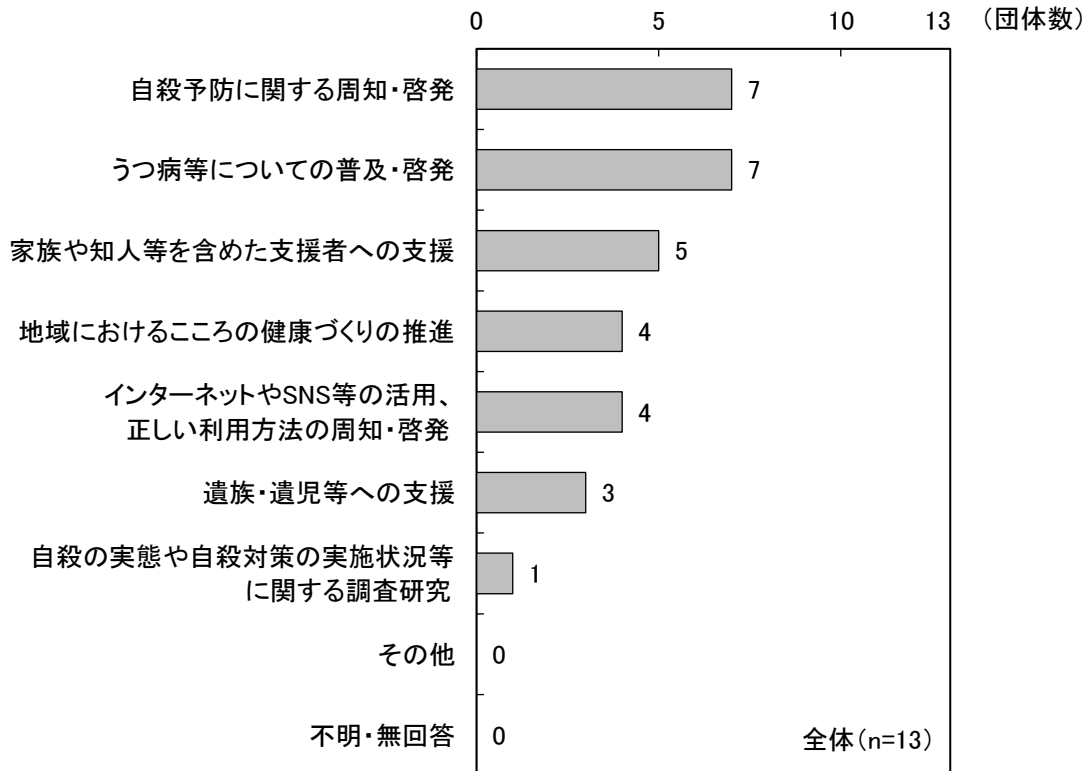
生活困窮者における対策について行うべき取組は、「相談支援体制の充実」が11団体と最も多く、次いで、「生活困窮者の状態に応じた適切な就労支援」「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援」がそれぞれ7団体、「貸付等の経済的な安定に向けた支援」が3団体となっています。



※複数回答

⑦周知・啓発、支援等について行うべき取組

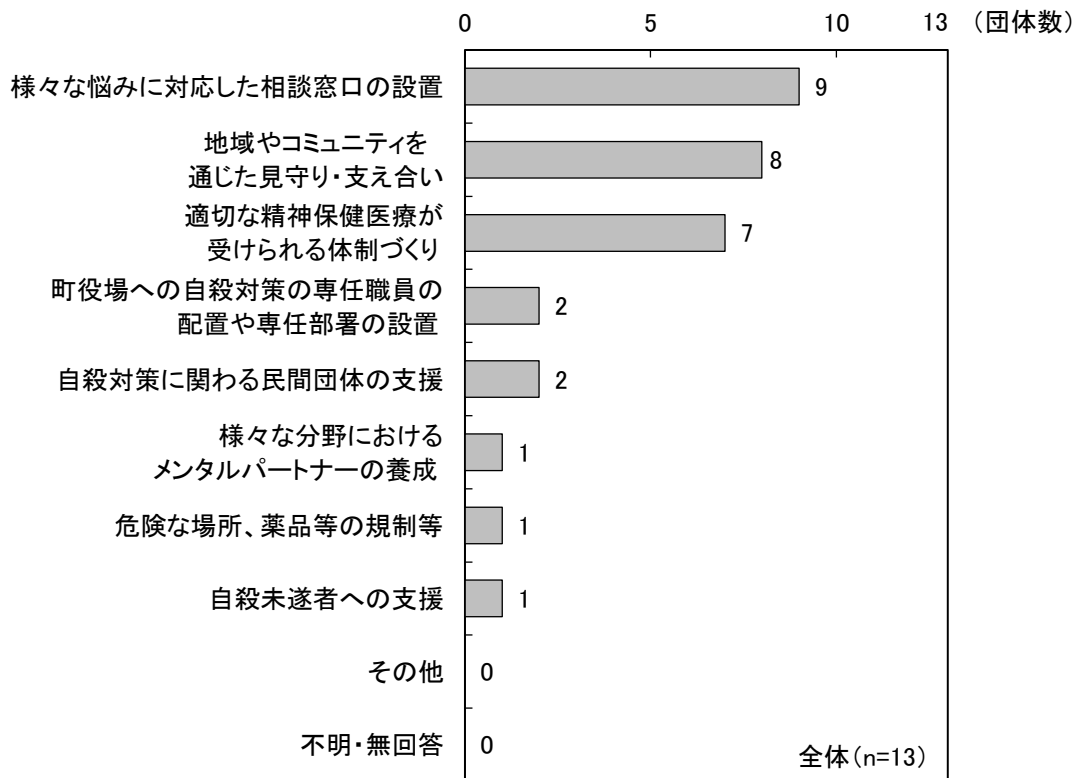
周知・啓発、支援等について行うべき取組は、「自殺予防に関する周知・啓発」「うつ病等についての普及・啓発」がそれぞれ7団体と最も多く、次いで、「家族や知人等を含めた支援者への支援」が5団体、「地域におけるこころの健康づくりの推進」「インターネットやSNS等の活用、正しい利用方法の周知・啓発」がそれぞれ4団体となっています。



※複数回答

⑧体制整備、人材確保・養成について行うべき取組

体制整備、人材確保・養成について行うべき取組は、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が9団体と最も多く、次いで、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が8団体、「適切な精神保健医療が受けられる体制づくり」が7団体となっています。



※複数回答

第2期川越町自殺対策行動計画

みんなで支え合い いのちつながる町 かわごえ

発行：川越町

編集：川越町 健康推進課

住所：〒510-8123

三重県三重郡川越町大字豊田一色 314 番地

TEL：059-365-1399（直通）

発行年月：令和6年3月

第2期
川越町自殺対策行動計画
令和6年度 ▶ 令和11年度